

(関係部分抜粋)

半田市公共調達における地元企業の受注機会の拡大 及び地産地消の推進に関する実施方針

地元経済の活性化を目的に実施している地元企業の受注機会の拡大及び地産地消について、より一層の推進を図るため、実施方針を以下のとおり定める。

1. **適用対象**：本市が発注する全ての公共調達を対象とし、その範囲は、受注企業による間接的な調達も含む。
2. **地元企業の定義**：市内に本店、支店又は営業所等を有する事業者とする。
3. **実施事項**

区分	内 容
共通事項	<ul style="list-style-type: none">・業者選定に当たっては、「半田市指名審査等事務取扱要綱」に基づき行うこととし、地元企業の受注機会の拡大に努める。・事業の効率的な執行が可能な場合は、地元企業の受注機会を拡大するため、分離・分割発注に努める。・市が調達する物品及び食材等は、適正な競争性が確保できる範囲内において、可能な限り市内生産品とすること並びに該当する市内生産品がない場合においても、調達先は、可能な限り地元企業とするよう努める。・受注企業が建設資材、原材料、物品等を調達する場合は、適正な競争性が確保できる範囲内において、市内生産品を優先して使用すること並びに該当する市内生産品がない場合においても、調達先は、地元企業とするよう、協力を要請する。
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・建設工事等の受注企業が下請負を発注する場合は、地元企業を積極的に活用するよう、受注企業に協力を要請する。

4. 実施方針の運用における留意事項

- (1) 本実施方針は、適正な競争性のもとに、公正性を確保しつつ、地元企業の受注機会の拡大と地産地消の推進を図るものであり、いたずらに市外企業を本市の公共調達から排除することを目的とするものではない。
- (2) 本実施方針は、本市の公共調達を受注した企業へ方針の実施を強制するものではない。